

特定農産加工品生産設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表(旧措法44の4①、68の25①)

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
	・	・		( )

特別償却の付表(十二) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の種類	1	旧44条の4第1項 旧68条の25第1項	旧44条の4第1項 旧68条の25第1項	旧44条の4第1項 旧68条の25第1項
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特定農産加工品 生産設備の種類等	3	( )	( )	( )
特定農産加工品 生産設備の名称	4			
設置した工場、事業所等の名称	5			
取得等年月日	6	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
特別償却率	10	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	13	経営改善措置に関する計画 の承認の年月日	平・	平・
	14	その他参考となる事項		

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の 総数又は総額	15		大規模法人等	順位	大規模法人名	株式数又は 出資金の額
常時使用する従業員の数	16	人	大規模法人等 の保有する細	1	21	
大規模法人の保有株式	17	(21)			22	
保有割合	18	(17) (15) %			23	
大規模法人合計の株式 数又は出資金の額	19	(25)			24	
保有割合	20	(19) (15) %		計 (21) + (22) + (23) + (24)	25	

## 特別償却の付表（十二）の記載の仕方

1 この付表（十二）は、青色申告法人が平成28年改正前の租税特別措置法（以下「平成28年旧措置法」といいます。）第44条の4第1項《特定農産加工品生産設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が平成28年旧措置法第68条の25第1項《特定農産加工品生産設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定農産加工品生産設備の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定農産加工品生産設備については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、平成28年旧措置法第44条の4第1項又は第68条の25第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

3 「事業の種類2」には、特定農産加工品生産設備を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「特定農産加工品生産設備の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、特定農産加工品生産設備の種類、構造、細目等を記載するとともに、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「特定農産加工品生産設備の名称4」には、特定農産加工品生産設備に該当する資産の名称を記載します。

6 「設置した工場、事業所等の名称5」には、特定農産加工品生産設備を設置した工場、事業所、店舗等の名称を記載します。

7 「取得価額9」には、特定農産加工品生産設備の取得価額を記載します。

ただし、その特定農産加工品生産設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除し

た金額を記載します。

なお、1台又は1基の取得価額が340万円未満のものについては、この制度の適用はありませんので、注意してください。

8 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定農産加工品生産設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「経営改善措置に関する計画の承認の年月日13」には、特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項に規定する経営改善措置に関する計画の承認の年月日を記載します。

なお、経営改善措置に関する計画の承認を受けた旨を証する書類の写しの添付がない場合には、平成28年旧措置法第44条の4第1項又は第68条の25第1項の規定の適用はありませんので、注意してください。

10 「その他参考となる事項14」には、その資産が特定農産加工品生産設備に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

11 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特定農産加工品生産設備の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合18」が50%以上となる場合又は「保有割合20」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当する法人以外の法人（又は中小連結法人以外の連結法人）として取り扱われますから、注意して下さい。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細21～24」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから、注意してください。